仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院特別高圧受電設備等点検業務

2 委託目的

本業務は、特別高圧受電設備及び高圧受電設備を広島市立病院機構電気設備保安規程に基づき点検することにより、正常な状態に維持し、電気設備に起因する停電事故を未然に防止するものである。

3 業務内容

(1) 受注者は、広島市立病院機構(以下「発注者」という。)広島市立広島市民病院の東棟11階 特別高圧電気室に設置している特別高圧受変電設備及び高圧配電設備、職員棟1階電気室に設 置している高圧配電設備を広島市立病院機構電気設備保安規程に定める基準に基づき点検する。

(2) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりとする。

設 備 名	仕 様・数 量等
特別高圧受変電設備高圧配電設備	22kV C-GIS 受変電設備 一式
	6.6kV 高圧配電設備 一式
	6.6kV 高圧配電設備(職員棟) 一式
	【別表】No.1 設備一覧表のとおり
	製造業者 日新電機㈱ 製

(3) 点検作業

- ア 定期点検及び測定は、広島市立病院機構電気設備保安規程(平成26年4月1日)別表第 2に定める基準のうち、特別高圧受変電設備及び配電設備の年次点検に該当する箇所について点検・測定及び諸整備を行う。
- イ 特別高圧ガス絶縁開閉装置の特別高圧遮断器については計画的に注油等の精密点検、高 圧真空遮断器については計画的に注油等の精密点検を実施する。
- ウ 主要機器について、稼動・劣化状況の把握及び余寿命の推定の資料とするため、測定箇 所を電気主任技術者と協議のうえ、各部の数量、値などを計測し、前々年度及び前年度の 測定値と比較検証し機器管理を行うことができる報告書を作成する。

4 一般事項

- (1) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有するものが業務を行う。
- (2) 受注者は、業務の実施に当って設備の異常又は点検等により正常に作動していないことを発見した場合は直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。
- (3) 受注者は、当該施設が公共医療機関であることを認識し、何人にも不快感を与えないように作業しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行に際しては、特に定める場合を除き、予め発注者と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (5) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (6) 受注者は、業務の実施に当っては常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ

て事故防止に努めること。

- (7) 受注者は、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、発注者に報告のうえ、危険防止に必要な措置を講じ、事故発生を防止すること。
- (8) 受注者は、故障等のため発注者が連絡したときは技術員を派遣し、故障原因等について調査を行い必要な処置を講ずるものとする。

5 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び<mark>当該業務に従事する従業員</mark>の住所、氏名等を報告するとともに、前項(1)の資格を証する書類の写しを発注者に提出し、承諾を受ける。現場責任者及び従業員を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては実施体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者へ提出し、承諾を受ける。
- (3) 受注者は、業務終了後、速やかに業務の結果を委託業務実施報告書として、作業終了後10日 以内に発注者に提出し、業務の履行確認を受ける。また、作業状況及び劣化状況等を撮影した写 真を1部提出し、確認を受けるものとする。

6 費用の負担等

- (1) 委託業務に必要な経費のうち電気料、水道料は発注者の負担とする。
- (2) その他本業務を実施するために必要な機材類は、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務に必要な消耗品は、受注者の負担とする。

7 実施条件

点検実施条件

- (1) 広島市民病院の特別高圧受変電及び高圧配電設備は、すべて2系統構成されており(一部の負荷を除く)、停電を伴う点検は、1系統を停電し、高圧配電を停止することなく実施する。
- (2) 特別高圧受電設備については、中国電力ネットワークより2回線(常用ー予備)配電のうち1回線(常用線)に給電されており、受電切替により1系統毎に実施する。
- (3) 高圧配電設備より各電気室間については、2系統とも常時給電を行っているので、点検側の系統について、配電室及び各電気室それぞれ停電操作を行い、点検を実施する。

なお、各配電系統には、単独供給負荷が存在するため、実施については、電気主任技術者と協議 を実施し指示にしたがうこと。

(4) 毎年3月上旬の土曜・日曜の2日間(09時から17時(8時間))を予定し、職員棟系統は2時間程度の停電時間で実施する。

8 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。